

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号

事業者名 青森空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 貝守 弘  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が管理する青森空港旅客ターミナルビルは、空港利用者の利便性及びサービス向上を目的としてリニューアル増改修工事を令和元年度（2019年度）より実施し、バリアフリー設備についても令和2年度（2020年度）に視覚障害者誘導用ブロック、点字案内表示等の改修工事が終了し、移動等円滑化基準に適合した。また、令和2年度（2020年度）に国際線用の旅客搭乗橋（PBB）を新設し、段差のないバリアフリーPBBの導入を行った。今後も移動円滑化基準及び法改正等に随時対応していくことともに、より高い水準のバリアフリー化を目指した取り組みを行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋（PBB）	令和4年度（2022年度）更新予定の国内線用旅客搭乗橋について、トンネル間のつなぎ目部分に段差のないバリアフリー対応のPBB仕様とすることで整備計画を取り進める。なお、その他の旅客搭乗橋についても、更新時に同様の仕様とすることで順次バリアフリー化を進めることとする。
音声案内装置	トイレ、エスカレーターへ視覚に障害のある方や高齢者などへ音声で案内できる装置の設置を行う。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設・設備等の維持管理	施設・設備等の使用に支障がないよう、作動の状況、故障・消耗の有無の確認、修理、修繕等の適切な維持管理を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
関係機関との連携強化	航空会社、空港内事業者との連携強化を行い、人的な支援の充実を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの改善	高齢者、障害者等が安心して旅客ターミナルビルを利用して頂けるよう、当社HP内のバリアフリー情報の拡充を検討する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格を有する職員の増員	高齢者や障害者等の接遇に関する民間資格「サービス介助士」の資格を有する職員をインフォメーションカウンター等に配置しているが、引き続き当該資格の取得を促進し、より窓口案内や館内誘導時の人的なサービス向上を図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター、チラシ等による啓発活動	一般利用者へ対し、高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用できるようポスター等掲示を行い、利用マナーの向上を図る。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

空港利用者、航空会社、空港内事業者等から寄せられた意見を集約、共有するとともに、現状の問題点や改善点を検討する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

## V 計画書の公表方法

青森空港ホームページ「移動等円滑化取組計画等の公表について」  
<https://www.aomori-airport.co.jp/profile>

## VI その他計画に関連する事項

特記事項なし。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。